三　附則第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の改正規定並びに附則第七条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定のうち「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改める部分及び「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改める部分に限る。）　平成二十九年一月一日

四　附則第三条の二の十七を附則第三条の二の十八とし、附則第三条の二の十六の次に一条を加える改正規定　不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条　前条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則（次条及び附則第四条において「新規則」という。）附則第三条の二の十七の規定は、同号に定める日以後の地方税法附則第十一条の四第一項に規定する事業所の事業の用に供する施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同項に規定する事業所の事業の用に供する施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条　新規則附則第六条第十八項の規定は、附則第一条第一号に定める日以後に取得される地方税法附則第十五条第四項に規定する事業所の事業の用に供する家屋に対して課すべき平成二十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された同項に規定する事業所の事業の用に供する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第四条　新規則第二十四条の二十二の規定は、同条に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等（地方税法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条において同じ。）において行う事業に対して課すべき事業所税について適用し、附則第一条第一号に掲げる規定による改正前の地方税法施行規則第二十四条の二十二に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等においては、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の七の二第六号中「第四十八条の九の十四」を「第四十八条の九の十六」に改め、同条第七号中「第四十八条の九の十四」を「第四十八条の九の十七」に改める。

（都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部改正）

第六条　都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（昭和五十一年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一項第二号中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に、「第二十八項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十四項及び第四十五項」を「第三十四項、第三十八項及び第四十項」に、「第二十八項及び第三十九項」を「及び第二十三項」に、「第五十三条第三十七項については第一条第二項において、第五十三条第三十九項及び第四十項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第四十四項及び第四十五項」を「第五十三条第三十四項、第三十八項及び第三十九項」に、「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同表地方税法施行令の項中「第七条の四の七第一項」を「第七条の四の六第一項」に改め、「（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の九の二第一項（第一条及び第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第二十条の二第一項（これらの規定を」を「並びに第二十条の二第一項（これらの規定を」に改め、同表地方税法施行規則の項中「第二条の五第一項」を「第二条の五の二第一項」に改める。

○財務省令第四十二号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項並びに戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第五項及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第五条第五項の規定に基づき、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十二日

財務大臣　麻生　太郎

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部改正）

第一条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「

五　法	第二十二回特別給付金国庫債券	二百万円

」を「

六　法	第二十二回特別給付金国庫債券	二百万円

」に改める。

第三条第五項

第二十二回特別給付金国庫債券	二百万円

を

第二十七回特別給付金国庫債券	二百万円

に改める。

第三条第六項

第二十七回特別給付金国庫債券	二百万円

を

第二十二回特別給付金国庫債券	二百万円

に改める。

第三条中「及び第二十二回特別給付金国庫債券及び第二十七回特別給付金国庫債券」に改める。

第九条第一項中「又は第五項」を「、第五項又は第六項」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部改正）

第二条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十二年大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「

九　法	第三条第十二項	第二十四回特別給付金国庫債券	百万円
第三条第十三項	第二十六回特別給付金国庫債券	百万円

」を「

九　法	第三条第十二項	第二十四回特別給付金国庫債券	百万円
十　法	第三条第十三項	第二十六回特別給付金国庫債券	百万円

」に改める。

第三条中「及び第二十四回特別給付金国庫債券」を「、第二十四回特別給付金国庫債券及び第二十六回特別給付金国庫債券」に改める。

第五条第一項中「及び平成二十年四月一日」を「、平成二十年四月一日及び平成二十五年四月一日」に改める。

第九条第一項中「又は第十二項」を「、第十二項又は第十三項」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。